

高知大学学則（案）

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 74 号

最終改正 平成 年 月 日規則第 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 通則

第 1 節 学年、学期及び休業日（第 2 条－第 4 条）

第 2 節 収容定員等（第 5 条）

第 3 節 入学及び入学手続等（第 6 条－第 9 条）

第 4 節 休学、復学、退学、転学、留学、除籍及び再入学（第 10 条－第 17 条）

第 5 節 教育職員免許状（第 18 条）

第 6 節 賞罰（第 19 条・第 20 条）

第 7 節 研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生（第 21 条－第 24 条）

第 8 節 外国人留学生（第 25 条）

第 9 節 長期履修学生（第 26 条）

第 3 章 学部

第 1 節 目的の公表（第 27 条）

第 2 節 修業年限及び在学期間（第 28 条－第 30 条）

第 3 節 入学及び編入学等（第 31 条－第 34 条）

第 4 節 教育課程及び履修方法（第 35 条－第 51 条）

第 5 節 卒業及び学位の授与（第 52 条－第 54 条）

第 4 章 大学院

第 1 節 目的の公表（第 55 条）

第 2 節 標準修業年限及び在学期間（第 56 条・第 57 条）

第 3 節 入学及び編入学等（第 58 条－第 61 条）

第 4 節 教育課程（第 62 条－第 72 条）

第 5 節 課程の修了及び学位の授与（第 73 条－第 76 条）

第 5 章 検定料、入学料及び授業料（第 77 条－第 81 条）

第 6 章 寄宿舍、学生会館及び国際交流会館（第 82 条－第 84 条）

第 7 章 雑則（第 85 条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 高知大学（以下「本学」という。）の学部においては、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、次の理念を掲げる。

- (1) 広範な教養と高度な専門知識・技術に裏づけられた創造的探究心と豊かな人間性を培い、人類の健全な発展に積極的に貢献する人材を育成する。
- (2) 諸科学の基礎と応用について学際協力と国際協力の下に、創造的独創的研究を行い、学術文化の進展に寄与する。
- (3) 教育研究の成果を通して、世界の文化と人類福祉の向上に貢献する。また、地域社会の振興、教育と文化の向上及び福祉の増進に努める。

2 本学大学院においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第3条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第4条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 10月1日

夏季休業 8月6日から8月31日まで

冬季休業 12月27日から1月6日まで

学年末休業 3月1日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2節 収容定員等

(収容定員等)

第5条 本学学部の収容定員等は、別表第1のとおりとする。

- 2 本学大学院の収容定員等は、別表第2のとおりとする。

第3節 入学及び入学手続等

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の初めに学生を入学させることができる。

(入学志願の手続)

第7条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、所定の期間に本学に提出しなければならない。

(入学者選抜)

第8条 学長は、入学志願者に対して選抜を行い、学部にあつては学部教授会、大学院にあつては研究科委員会（以下この章において「学部教授会等」という。）の議を経て、合格者を決定する。

- 2 前項の選抜に関しては、別に定める。

(入学の許可)

第9条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに、入学料を納付し（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を除く。）、別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を含む。）に入学を許可する。

第4節 休学、復学、退学、転学、留学、除籍及び再入学

(休学)

第10条 学生は、病気その他の理由により3か月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は理由書を添えて学部長又は研究科長に休学願を提出し、その許可を受けて休学することができる。

- 2 前項の休学は、学部教授会等の議を経て行うものとする。

- 3 第1項の休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由のある場合には、学部長又は研究科長は、学長の承認を得て、更に引き続き1年を限度として休学を許可することができる。この場合、博士課程医学専攻については、更に引き続き2年を限度として休学を許可することができる。
- 4 学部長又は研究科長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学部教授会等の議を経て、学長の承認を受け、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第11条 休学期間は、通算して次の各号に定める年限を超えることができない。

- (1) 学部 4年

ただし、医学部においては、通算して3年を超えることができない。

- (2) 大学院

修士課程 2年

博士課程（医学専攻を除く。） 3年

博士課程医学専攻 4年

- 2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第12条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学部長又は研究科長に復学願を提出し、その許可を受けて復学することができる。

- 2 前項の場合において、病気を理由とする休学のときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第13条 学生は、退学しようとするときは、その理由を詳記し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、学部教授会等の議を経て行うものとする。

(転学)

第14条 学生は、他の大学又は大学院に転学しようとするときは、その理由を付し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、学部教授会等の議を経て行うものとする。

(留学)

第15条 学長は、本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学、大学院又は研究

所等（以下この条において「大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該大学又は大学院等に留学することを認めることができる。

- 2 前項による留学の期間は、在学期間に算入する。
- 3 留学により修得した単位の取扱いについては、第49条又は第65条の規定を適用する。

（除籍）

第16条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、学部教授会等の議を経て、これを除籍する。

- (1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
 - (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可した者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
 - (3) 授業料又は寄宿料の納付を怠ったもの
 - (4) 所定の在学期間を超えたもの
 - (5) 第11条の休学期間を満了し、復学手続をしないもの
- 2 死亡又は行方不明の者は、届出によって除籍する。
 - 3 学長は、第54条及び第76条の規定により学位の授与を受けた者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部教授会等の議を経て、卒業又は修了（以下この項において「卒業等」という。）を取り消し、卒業等の日をもって除籍する。

（再入学）

第17条 学長は、本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、学部教授会等の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

第5節 教育職員免許状

（教育職員免許状）

第18条 学生が、教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科等は、学部にあつては別表第3、大学院にあつては別表第4のとおりとする。

第6節 賞 罰

（表彰）

第19条 学長は、学芸その他において特に卓越した業績をあげた学生があったときは、審議の上、これを表彰することがある。

(懲戒)

第20条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対しては、学部教授会等の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を著しく乱した者

(3) 学生の本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第30条及び第57条に規定する在学期間に算入する。ただし、その期間が3か月以上にわたるときは、学部にあつては第52条、大学院にあつては第73条に規定する卒業又は修了要件の期間に算入しない。

5 前各項に規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 研究生、特別研究学生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第21条 学長は、本学の学部又は大学院において特定事項の研究を志願する者があるときは、学部教授会等の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第22条 学長は、他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを認めることがある。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第23条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の学部又は大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部教授会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第24条 学長は、本学の学部又は大学院において特定の授業科目を履修することを希望する他の大学（短期大学を含む。）又は大学院の学生があるときは、学部教授会等の議を経て、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第8節 外国人留学生

(外国人留学生)

第25条 学長は、外国人で本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、学部教授会等の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された外国人留学生は、学部にあつては定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第9節 長期履修学生

(長期履修学生)

第26条 本学は、学生が職業を有している等の事情により、学部の修業年限又は大学院の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を卒業又は修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

2 前項の規定により大学院の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた者については、第57条の「2倍」を「3倍」と読み替えるものとする。

3 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第3章 学部

第1節 目的の公表

(目的の公表)

第27条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第28条 本学学部の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、6年とする。

(修業年限の通算)

第29条 本学学部において、科目等履修生として一定の単位を修得した後、学部に入学者が、第51条の規定により単位の認定を受け、学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を学部の修業年限の2分の1を超えない範囲で、入学後の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算については、学部教授会において認定する。

(在学期間)

第30条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 医学部医学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して在学期間12年を超えない範囲で期間の延長を認めることがある。

3 医学部看護学科の在学期間は、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、全年次を通算して在学期間8年を超えない範囲で期間の延長を認めることがある。

4 第17条、第32条、第33条又は第33条の2の規定により、入学を許可された者の在学期間は、各学部の定めるところによる。

第3節 入学及び編入学等

(入学資格)

第31条 本学学部に入学者ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
(編入学及び転入学)

第32条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学学部に編入学又は転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 旧国立養護教諭養成所又は旧国立工業教員養成所を卒業した者
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 大学を退学した者
- (9) 他の大学に在学中の者

2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

(第3年次編入学)

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者で、人文学部又は理学部の第3年次に編入学を志願する者があるときは、当該学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 他の大学に2年以上在学し62単位以上修得した者
- (5) 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者で、学校教育法施行規則第

186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

- (6) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

2 学長は、次の各号の一に該当する者で、医学部看護学科の第3年次に編入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者で、看護系の専門学校を修了した者
- (3) 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者で、学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程（修業年限が2年以上の看護系学科に限る。）を修了した者
- (4) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

3 前2項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

（第2年次編入学）

第33条の2 学長は、次の各号の一に該当する者で、医学部医学科の第2年次に編入学を志願する者があるときは、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者（医学部医学科を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

2 前項の規定により入学する場合は、第9条の規定を適用する。

（転学部及び転学科等）

第34条 学長は、他の学部へ転ずることを志願する学生があるときは、学部教授会の議を経て、これを許可することがある。

2 前項の規定は、学部内で他の学科又は課程へ転ずることを志願する学生について準用する。

第4節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第35条 本学は、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、それぞれの有機的連携を保ちつつ、学部横断の統合的な教育課程を通して体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するととも

に、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性をかん養するよう適切に配慮するものとする。

(土佐さきがけプログラム)

第35条の2 本学は、特別な教育課程を編成する土佐さきがけプログラムを置く。

2 土佐さきがけプログラムに関する事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第36条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目)

第37条 本学学部及び土佐さきがけプログラム（以下本章において「学部」という。）において開設する授業科目は、初年次科目、教養科目、共通専門科目及び専門科目のいずれかの教育科目に区分されるものとする。

2 前項の授業科目は、全学共通に履修させる授業科目（共通教育）及びそれぞれの学部において履修させる授業科目に区分して開設するものとする。

3 第1項の科目区分における開設授業科目、単位数、履修方法及び成績評価等について必要な事項は、それぞれの開設主体において別に定める。

(開設主体)

第38条 前条第2項の授業科目のうち全学共通に履修させる授業科目は、共通教育実施機構会議が開設し、学部において履修させる授業科目は、それぞれの学部が開設するものとする。

(共通教育の実施)

第39条 本学の教員は、共通教育の実施・発展に努め、共通教育を担当する責任を負うものとする。

(授業科目の特例)

第40条 外国人留学生に対しては、第37条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育（中学校及び高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者の教育について当該学部が必要であると認める場合には、前項の規定を準用する。

(単位の計算方法)

第41条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内

容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第42条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣の定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(成績評価基準の明示等)

第 43 条 本学学部は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成績に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容改善のための組織的な研修)

第 44 条 本学学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修単位数)

第45条 学生の履修すべき授業科目・単位数及びその履修方法は、各学部の定めるところによる。

(単位の授与及び成績の評価)

第46条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与える。ただし、第41条第

2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(授業科目の履修登録の上限)

第47条 学生（医学部の学生を除く。以下本条において同じ。）が卒業の要件として修得すべき単位数については、授業科目を適切に履修することができるようにするため、授業科目の履修登録の際に1年間又は1学期間に履修登録できる単位数について上限を定める。

- 2 次条から第50条の規定により卒業の要件として履修する授業科目の単位数については、前項に定める上限単位数に含むものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生については、上限単位数を超えて授業科目の履修登録を認めることができる。
- 4 前3項に定める授業科目の履修登録の上限に関する事項は、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第48条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第49条 本学学部が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（留学しようとする外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。この場合においては、所属学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、60単位（医学部にあっては、30単位）を超えない範囲で、学部において修得したものとみなし認定することができる。
- 3 第1項の規定による履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 4 他の大学及び短期大学における授業科目の履修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第50条 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位（医学部にあっては、30単位）を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第51条 本学学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第32条に規定する編入学及び転入学、第33条に規定する第3年次編入学及び第33条の2に規定する第2年次編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第49条第2項及び前条第2項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位（医学部にあっては、30単位）を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位の認定等の取扱いに関する事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位の授与

（卒業）

第52条 学長は、第28条に規定する修業年限を満たし、所定の授業科目を履修してその単位を修得し、学部の定める卒業の資格を得た者には、学部教授会の議を経て、卒業を認定する。

（早期卒業）

第53条 学長は、前条及び第28条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、学部教授会の議を経て、早期卒業を認定することができる。

2 前項の規定は、医学部の学生には適用しない。

3 第1項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

（学位の授与）

第54条 本学学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第4章 大学院

第1節 目的の公表

(目的の公表)

第55条 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第56条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士課程（医学専攻を除く。） 3年
- (3) 博士課程医学専攻 4年

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

(在学期間)

第57条 在学期間は、課程の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第3節 入学及び編入学等

(修士課程の入学資格)

第58条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学

大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (10) 本学大学院が、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 修士課程看護学専攻母子看護学分野・実践助産学課程に入学することのできる者は、前項各号の一に該当する入学資格を有し、かつ、看護師資格を有する者又は看護師国家試験受験資格のある者とする。

(博士課程の入学資格)

第59条 博士課程（医学専攻を除く。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を

有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 博士課程医学専攻に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位（専攻分野は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を授与された者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含む16年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(編入学及び転入学)

第60条 学長は、他の大学院から編入学及び転入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(進学)

第61条 学長は、本学大学院の修士課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者

については、研究科の定めるところにより選考の上、進学を許可する。

第4節 教育課程

(教育課程の編成方針)

第62条 本学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養をかん養するよう適切に配慮するものとする。

(土佐さきがけプログラム)

第62条の2 本学大学院は、特別な教育課程を編成する土佐さきがけプログラムを置く。

- 2 土佐さきがけプログラムに関する事項は、別に定める。

(準専攻及び副専攻)

第63条 第62条の規定にかかわらず、専攻横断型の準専攻及び副専攻を設けることができる。

- 2 準専攻及び副専攻に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第64条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。
- 3 研究指導担当教員に関する事項は、別に定める。

(他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学における授業科目の履修等)

第65条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学との協議に基づき、学長の許可を得て他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなし認定することができる。
- 3 第1項の規定による履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 4 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学における授業科目の履修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(他の大学院等又は外国の大学院等若しくは国際連合大学における研究指導)

第66条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等及び外国の大

学院又は研究所等若しくは国際連合大学との協議に基づき、学長の許可を得て、必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定による研究指導の期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 3 他の大学院等又は外国の大学院等若しくは国際連合大学における研究指導等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第67条 単位の計算方法については、第41条の規定を準用する。

(単位の授与及び成績の評価)

第68条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

- 2 成績の評価は、第46条の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第69条 本学大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(授業科目、履修方法及び成績評価基準等の明示)

第70条 本学大学院の授業科目及び研究指導の内容並びに履修方法は、研究科において定めるものとする。

- 2 前項で定めた事項は、1年間の授業及び研究指導の計画を含めて学生にあらかじめ明示するものとする。
- 3 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(研究内容等の改善のための組織的な研修等)

第71条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第72条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により

修得したものとみなし、認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし認定することのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第65条に規定する単位数とは別に、10単位を超えない範囲で修了要件に算入することができるものとする。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了要件)

- 第73条 課程の修了要件は、当該課程に第56条に定める標準修業年限以上在学し、第70条に定める授業科目について研究科が定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、第56条の規定にかかわらず、1年（医学専攻においては3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、学位論文の審査に代えて、特定の課題についての研究の成果の審査とすることができる。
 - 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、修士課程を修了した者の博士課程（医学専攻を除く。）の在学期間については、当該課程の在学期間と通算して3年以上を要するものとする。

第74条 削除

第75条 削除

(学位の授与)

第76条 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第5章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第77条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料及び入学料の不徴収)

第77条の2 本学大学院の修士課程を修了し、引き続き本学大学院の博士課程に入学を志願する者に係る検定料及び入学する者に係る入学料は、徴収しない。

(休学及び復学の場合における授業料)

第78条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学中の授業料は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までに相当する額を免除する。

2 休学中の者が第1学期又は第2学期の中途において復学した場合の授業料の額は、月割計算により復学当月から次の徴収期の前月までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(退学者、除籍者及び停学者の授業料)

第79条 学生が退学し、除籍され、又は退学、停学を命ぜられたときも、授業料は、別に定めのある場合のほか、その期の分を徴収する。

(入学料等の免除及び徴収猶予)

第80条 学長は、経済的理由等によって納付が困難であると認められるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、入学料の免除又は徴収猶予を行うことがある。

2 学長は、経済的理由によって納付が困難と認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、又は休学その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の免除又は徴収猶予を行うことがある。

3 学長は、学業等成績が特に優れていると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の免除を行うことがある。

(既納の検定料等の取扱い)

第81条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、検定料及び授業料の返還に関する特例については、別に定める。

第6章 寄宿舎、学生会館及び国際交流会館

(寄宿舎)

第82条 本学に、次の寄宿舎を設置する。

南溟寮 高知市朝倉 男子寮

日章寮 南国市物部 男子寮

かつら寮 高知市曙町 女子寮

ときわ寮 高知市朝倉 女子寮

留学生寄宿舎 南国市物部 世帯用

2 寄宿舎の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

3 寄宿料の額、徴収方法及び寄宿料免除に関し必要な事項は、別に定める。

(学生会館)

第83条 本学に、学生会館を設置する。

2 学生会館の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流会館)

第84条 本学に、国際交流会館を設置する。

2 国際交流会館の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雑 則

(その他)

第85条 この学則の改廃は、国立大学法人高知大学役員会（以下「役員会」という。）の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人高知大学教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 高知大学学則（平成16年規則第133号）及び高知大学大学院学則（平成16年規則第310号）（この項において「学則等」という。）は、廃止する。ただし、平成19年度以前の入学生が在学する間は、学則等は存続するものとする。

3 第5条第2項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総合人間 自然科学 研究科	修士課程	人文社会科学	10	20	20	
		教育学	30	60	60	
		理学	75	150	150	
		医科学	15	30	30	
		看護学	12	24	24	
		農学	59	118	118	
		計	201	402	402	
	博士課程	応用自然科学	6	12	18	
		医学	30	60	90	
		黒潮圏総合科学	6	12	18	
		計	42	84	126	
	総 計			243	486	528

4 人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科、農学研究科及び黒潮圏海洋科学研究科は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 前項の規定により存続する研究科において、当該研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、この規則による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月10日規則第51号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第56号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成21年度から平成29年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

- 3 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成22年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	7
	看護学科	
	計	7
合 計		7

- 4 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成23年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	3
	看護学科	
	計	3
合 計		3

- 5 別表第1に定める医学部及び合計の項の編入学定員に、平成21年度は第3年次編入学定員として、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学 科	定 員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

- 6 別表第1に定める医学部及び合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科・課 程	収 容 定 員			
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年

		度	度	度	度
医学部	医学科	550	567	587	607
	第2年次編入学	5	10	15	20
	第3年次編入学	20	15	10	5
	小計	575	592	612	632
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	835	852	872	892
	合計	4,495	4,512	4,532	4,552

学部	学科・課程	収容定員			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学部	医学科	627	647	657	660
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	652	672	682	685
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	912	932	942	945
	合計	4,572	4,592	4,602	4,605

学部	学科・課程	収容定員			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学部	医学科	660	655	650	635
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	685	680	675	660
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	945	940	935	920
	合計	4,605	4,600	4,595	4,580

学部	学科・課程	収容定員			
		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	620	605	590	580
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	645	630	615	605
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
		計	905	890	875

	計	905	890	875	865
	合計	4,565	4,550	4,535	4,525

7 改正後の別表第3（第18条関係）の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月27日規則第47号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第22号）

1 この学則は、平成22年6月25日から施行する。

2 第77条の2の規定は、平成16年4月1日から適用する。同条の適用日における本学大学院の博士前期課程は、同条に定める本学大学院の修士課程とみなす。

附 則（平成23年1月26日規則第60号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第68条、別表第3（第18条関係）及び別表第4（第18条関係）については、改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成23年1月26日規則第61号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第102号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、改正後の第35条の2、第37条及び第62条の2の規定は適用しない。

附 則（平成24年5月23日規則第12号）

この規則は、平成24年5月23日から施行する。

附 則（平成25年1月23日規則第60号）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第108号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この規則施行日前にした行為に対する停学期間の取扱いについては、改正後の第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 年 月 日規則第 号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育学部生涯教育課程は、平成27年3月31日に当該課程に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成27年4

月 1 日以降において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度における人文学部、教育学部及び地域協働学部の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学科・課程	収容定員		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人文学部	人間文化学科	376	376	376
	国際社会コミュニケーション学科	332	332	332
	社会経済学科	452	432	412
	第 3 年次編入学 (学科共通)	20	20	20
	計	1180	1160	1140
教育学部	学校教育教員養成課程	430	460	490
	生涯教育課程	210	140	70
	計	640	600	560
地域協働学部	地域協働学科	60	120	180
	計	60	120	180

4 改正後の別表第 3 (第 18 条関係) の規定にかかわらず、平成 26 年度以前の入学生は、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

学 部	学科・課程	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容 定員
人文学部	人間文化学科	94			376
	国際社会コミュニケーション学科	83			332
	社会経済学科	98			392
	第3年次編入学(学科共通)			10	20
	計	275		10	1,120
教育学部	学校教育教員養成課程	130			520
	計	130			520
理学部	理学科	135			540
	応用理学科	135			540
	第3年次編入学(学科共通)			10	20
	計	270		10	1,100
医学部	医学科	95			570
	第2年次編入学		5		25
	小計	95	5		595
	看護学科	60			240
	第3年次編入学			10	20
	小計	60		10	260
計	155	5	10	855	
農学部	農学科	170			680
	計	170			680
地域協働 学部	地域協働学科	60			240
	計	60			240
合 計		1,060	5	30	4,515

別表第2 (第5条関係)

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員	
総合人間自然科学研究科	修士課程	人文社会科学	10	20	
		教育学	30	60	
		理学	75	150	
		医科学	15	30	
		看護学	12	24	
		農学	59	118	
		計	201	402	
	博士課程	応用自然科学	6	18	
		医学	30	120	
		黒潮圏総合科学	6	18	
		計	42	156	
	総 計			243	558

別表第3 (第18条関係)

学 部	学 科・課 程		取 得 可 能 な 免 許 状	
			種 類	教 科 等
人文学部	人間文化学科	人間基礎論コース	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	公民
		地域変動論コース	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	言語表象論コース 国語専修	中学校教諭一種免許状	国語	
		高等学校教諭一種免許状	国語	
	言語表象論コース 英語専修	中学校教諭一種免許状	英語	
		高等学校教諭一種免許状	英語	
	国際社会コミュニケーション学科		中学校教諭一種免許状	英語 社会
			高等学校教諭一種免許状	英語 公民
社会経済学科	社会・公民専修	中学校教諭一種免許状	社会	
		高等学校教諭一種免許状	公民	
	商業専修	高等学校教諭一種免許状	商業	
教育学部	学校教育教員養成課程		幼稚園教諭一種免許状	
			小学校教諭一種免許状	
			中学校教諭一種免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
			高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 書道 保健体育 家庭 英語
			特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
理学部	理学科	数学専修	中学校教諭一種免許状	数学
			高等学校教諭一種免許状	数学
		理科専修	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
	応用理学科	理科専修	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
		情報専修	高等学校教諭一種免許状	情報
医学部	看護学科	看護コース	高等学校教諭一種免許状	看護
		養護教諭コース	養護教諭一種免許状	
農学部	農学科	理科専修	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
		農業専修	高等学校教諭一種免許状	農業
		水産専修	高等学校教諭一種免許状	水産

別表第4 (第18条関係)

研究科	専攻	取得できる免許状	
		種類	教科等
総合人間自然科学研究科	人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語 社会 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語 地理歴史 公民 商業 英語
	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語 書道 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
	理学専攻	中学校教諭専修免許状	数学 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学 理科 情報
	看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	
	農学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科 農業 水産

高知大学学則の一部改正（案）骨子

1. 趣旨

平成 27 年度教育組織改革（地域協働学部を設置、教育学部の改組及び入学定員・収容定員の変更、人文学部の入学定員・収容定員の変更）に伴い、所要の改正を行う。

2. 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

国立大学法人高知大学学則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

新	旧
<p>高知大学学則</p> <p>平成 20 年 3 月 26 日 規 則 第 7 4 号</p> <p>最終改正 平成 年 月 日規則第 号</p> <p>目次 省略</p> <p>第 1 条～第 45 条 省略</p> <p>（単位の授与及び成績の評価）</p> <p>第 46 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与える。ただし、第 41 条第 2 項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p> <p>2 試験の成績は、<u>秀、優、良、可、不可</u>の評語で表し、可上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。</p> <p>第 47 条～第 67 条 省略</p> <p>（単位の授与及び成績の評価）</p> <p>第 68 条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。</p> <p>2 成績の評価は、<u>第 46 条の規定を準用する。</u></p> <p>第 69 条～第 85 条 省略</p>	<p>高知大学学則</p> <p>平成 20 年 3 月 26 日 規 則 第 7 4 号</p> <p>最終改正 平成 26 年 3 月 26 日規則第 108 号</p> <p>目次 省略</p> <p>第 1 条～第 45 条 省略</p> <p>（単位の授与及び成績の評価）</p> <p>第 46 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与える。ただし、第 41 条第 2 項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p> <p>2 試験の成績は、<u>優、良、可、不可</u>の評語で表し、可上を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。</p> <p>第 47 条～第 67 条 省略</p> <p>（単位の授与及び成績の評価）</p> <p>第 68 条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。</p> <p>2 成績の評価は、<u>第 46 条の規定を準用する。ただし、総合人間自然科学研究科修士課程農学専攻外国人特別コースの学生については、試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可上を合格とし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。</u></p> <p>第 69 条～第 85 条 省略</p>

学 部	学 科・課 程	入 学 定 員	第 2 年 次 編 入 学 定 員	第 3 年 次 編 入 学 定 員	収 登 定 員
人文学部	人間文化学科	94			376
	国際社会コミュニケーション学科	83			332
	社会経済学科	98			392
	第3年次編入学(学科共通)			10	20
	計	275		10	1,120
教育学部	学校教育教員養成課程	130			520
	計	130			520
理学部	理学科	135			540
	応用理学科	135			540
	第3年次編入学(学科共通)			10	20
	計	270		10	1,100
医学部	医学科	95			570
	第2年次編入学		5		25
	小計	95	5		595
	看護学科	60		10	240
	第3年次編入学			10	20
	小計	60		10	260
	計	155	5	10	855
農学部	農学科	170			680
	計	170			680
地域協働 学部	地域協働学科	60			240
	計	60			240
	合 計	1,060	5	30	4,515

別表第2 省略

学 部	学 科・課 程	入 学 定 員	第 2 年 次 編 入 学 定 員	第 3 年 次 編 入 学 定 員	収 登 定 員
人文学部	人間文化学科	94			376
	国際社会コミュニケーション学科	83			332
	社会経済学科	118			472
	第3年次編入学(学科共通)			10	20
	計	295		10	1,200
教育学部	学校教育教員養成課程	100			400
	生涯教育課程	70			280
	計	170			680
理学部	理学科	135			540
	応用理学科	135			540
	第3年次編入学(学科共通)			10	20
	計	270		10	1,100
医学部	医学科	95			570
	第2年次編入学		5		25
	小計	95	5		595
	看護学科	60		10	240
	第3年次編入学			10	20
	小計	60		10	260
	計	155	5	10	855
農学部	農学科	170			680
	計	170			680
	合 計	1,060	5	30	4,515

別表第2 省略

別表第3 (第18条関係)

学部	学科・課程	取得できる免許状	
		種	種類
人文学部	人間文化学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	地域変動コース	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	言語表象論コース	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
	言語表象論コース	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	国際社会コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状	英語 社会
		高等学校教諭一種免許状	英語 公民
		中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	社会経済学科	社会・公民専修	商業
		商業専修	
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	国語 社会 数学
		中学校教諭一種免許状	理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 書道 保健体育 家庭 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
		中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
		中学校教諭一種免許状	理科
		特別支援学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	
		高等学校教諭一種免許状	

別表第3 (第18条関係)

学部	学科・課程	取得できる免許状	
		種	種類
人文学部	人間文化学科	人間基礎論コース	社会
		地域変動コース	公民
	言語表象論コース	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	国語専修	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
	言語表象論コース	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	国際社会コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状	英語 社会
		高等学校教諭一種免許状	英語 公民
		中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	社会経済学科	社会・公民専修	商業
		商業専修	
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	国語 社会 数学
		中学校教諭一種免許状	理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 書道 保健体育 家庭 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
		中学校教諭一種免許状	音楽
		高等学校教諭一種免許状	音楽
		中学校教諭一種免許状	美術
		特別支援学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	
		高等学校教諭一種免許状	

			美術専修	高等学校教諭一種免許状	美術
			スポーツ科学	中学校教諭一種免許状	保健体育
			コース	高等学校教諭一種免許状	保健体育
			生活環境コース	中学校教諭一種免許状	理科
			理科専修	高等学校教諭一種免許状	理科
			生活環境コース	中学校教諭一種免許状	家庭
			家庭専修	高等学校教諭一種免許状	家庭
			数学専修	中学校教諭一種免許状	数学
			理科専修	高等学校教諭一種免許状	数学
			理科専修	中学校教諭一種免許状	理科
			理科専修	高等学校教諭一種免許状	理科
			情報専修	高等学校教諭一種免許状	情報
			看護コース	高等学校教諭一種免許状	看護
			養護教諭コース	養護教諭一種免許状	
			理科専修	中学校教諭一種免許状	理科
			農業専修	高等学校教諭一種免許状	理科
			水産専修	高等学校教諭一種免許状	農業
				高等学校教諭一種免許状	水産

別表第4 省略

附則 省略

附則 (平成21年2月24日規則第56号)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

- 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成21年度から平成29年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

				高等学校教諭一種免許状	理科
			理科専修	中学校教諭一種免許状	理科
			情報専修	高等学校教諭一種免許状	理科
			看護コース	高等学校教諭一種免許状	情報
			養護教諭コース	養護教諭一種免許状	看護
			理科専修	中学校教諭一種免許状	理科
			農業専修	高等学校教諭一種免許状	理科
			水産専修	高等学校教諭一種免許状	農業
				高等学校教諭一種免許状	水産

別表第4 省略

附則 省略

附則 (平成21年2月24日規則第56号)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

- 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成21年度から平成29年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

3 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成22年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	7
	看護学科	
	計	7
合 計		7

4 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成23年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	3
	看護学科	
	計	3
合 計		3

5 別表第1に定める医学部及び合計の項の編入学定員に、平成21年度は第3年次編入学定員として、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学 科	定 員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

3 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成22年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	7
	看護学科	
	計	7
合 計		7

4 別表第1に定める医学部及び合計の項の入学定員に、平成23年度から平成31年度まで、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学科・課程	入学定員
医学部	医学科	3
	看護学科	
	計	3
合 計		3

5 別表第1に定める医学部及び合計の項の編入学定員に、平成21年度は第3年次編入学定員として、次に定める定員を加えるものとする。

学 部	学 科	定 員
医学部	医学科	5
	看護学科	
	計	5
合 計		5

6 別表第1に定める医学部及び合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは、平成36年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学部	医学科	550	567	587	607
	第2年次編入学	5	10	15	20
	第3年次編入学	20	15	10	5
	小計	575	592	612	632
	看護学科	240	240	240	240
第3年次編入学	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	835	852	872	892
	合計	4,495	4,512	4,532	4,552

学部	学科・課程	収容定員			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学部	医学科	627	647	657	660
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	652	672	682	685
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
第3年次編入学	第3年次編入学	260	260	260	260
	小計	912	932	942	945
	計	4,572	4,592	4,602	4,605

学部	学科・課程	収容定員			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学部	医学科	660	655	650	635
	第2年次編入学	25	25	25	25

6 別表第1に定める収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人文学部	人間文化学科	376	376	376	376
	国際社会コミュニケーション学科	332	332	332	332
	社会経済学科	472	472	472	472
	第3年次編入学(学科共通)	20	20	20	20
	小計	1,200	1,200	1,200	1,200
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400	400
	生涯教育課程	280	280	280	280
	計	680	680	680	680
理学部	理学科	540	540	540	540
	応用理学科	540	540	540	540
	第3年次編入学(学科共通)	20	20	20	20
医学部	小計	1,100	1,100	1,100	1,100
	医学科	550	567	587	607
	第2年次編入学	5	10	15	20
	第3年次編入学	20	15	10	5
	小計	575	592	612	632
看護学部	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
農学部	計	835	852	872	892
	農学科	680	680	680	680
	小計	4,495	4,512	4,532	4,552

	小計	685	680	675	660
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	945	940	935	920
	合計	4,605	4,600	4,595	4,580

学部	学科・課程	収容定員			
		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部	医学科	620	605	590	580
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	645	630	615	605
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	905	890	875	865
	合計	4,565	4,550	4,535	4,525

学部	学科・課程	収容定員			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人文学部	人間文化学科	376	376	376	376
	国際社会コミュニケーション学科	332	332	332	332
	社会経済学科	472	472	472	472
	第3年次編入学(学科共通)	20	20	20	20
	計	1,200	1,200	1,200	1,200
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400	400
	生涯教育課程	280	280	280	280
	計	680	680	680	680
	理学科	540	540	540	540
理学部	応用理学科	540	540	540	540
	第3年次編入学(学科共通)	20	20	20	20
	計	1,100	1,100	1,100	1,100
	医学科	627	647	657	660
医学部	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	652	672	682	685
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	912	932	942	945
農学部	農学科	680	680	680	680
	計	680	680	680	680
	合計	4,572	4,592	4,602	4,605

学部	学科・課程	収容定員			
		平成29年	平成30年	平成31年	平成32年

人文学部	人間文化学科	度	度	度	度	度	
	国際社会コミュニケーション学科	376	376	376	376	376	
	社会経済学科	332	332	332	332	332	
	第3年次編入学(学科共通)	472	472	472	472	472	
	計	20	20	20	20	20	
	計	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
	教育学部	学校教員養成課程	400	400	400	400	400
	生涯教育課程	280	280	280	280	280	
	計	680	680	680	680	680	
	理学部	理学科	540	540	540	540	540
応用理学科	540	540	540	540	540		
第3年次編入学(学科共通)	20	20	20	20	20		
計	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100		
医学部	医学科	660	655	655	650	635	
第2年次編入学	25	25	25	25	25		
小計	685	680	675	670	660		
看護学科	240	240	240	240	240		
第3年次編入学	20	20	20	20	20		
小計	260	260	260	260	260		
計	945	940	935	930	920		
農学部	農学科	680	680	680	680	680	
計	680	680	680	680	680		
合計	4,605	4,600	4,595	4,590	4,580		
学部	学科・課程	収容定員					
		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度		
		度	度	度	度		
人文学部	人間文化学科	376	376	376	376	376	
	国際社会コミュニケーション学科	332	332	332	332	332	

	社会経済学科	472	472	472	472
	第3年次編入学(学科 共通)	20	20	20	20
	計	1,200	1,200	1,200	1,200
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400	400
	生涯教育課程	280	280	280	280
	計	680	680	680	680
理学部	理学科	540	540	540	540
	応用理学科	540	540	540	540
	第3年次編入学(学科 共通)	20	20	20	20
	計	1,100	1,100	1,100	1,100
医学部	医学科	620	605	590	580
	第2年次編入学	25	25	25	25
	小計	645	630	615	605
	看護学科	240	240	240	240
	第3年次編入学	20	20	20	20
	小計	260	260	260	260
	計	905	890	875	865
農学部	農学科	680	680	680	680
	計	680	680	680	680
	合計	4,565	4,550	4,535	4,525

7 改正後の別表第3(第18条関係)の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則 省略

(新規)

7 改正後の別表第3(第18条関係)の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則 省略

附 則 (平成 年 月 日規則第 号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育学部生涯教育課程は、平成27年3月

31日に当該課程に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度における人文学部、教育学部及び地域協働学部の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人文学部	人間文化学科	376	376	376
	国際社会コミュニケーション学科	332	332	332
	社会経済学科	452	432	412
	第3年次編入学（学科共通）	20	20	20
	計	1180	1160	1140
教育学部	学校教育教員養成課程	430	460	490
	生涯教育課程	210	140	70
	計	640	600	560
地域協働学部	地域協働学科	60	120	180
	計	60	120	180

4 改正後の別表第3（第18条関係）の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。

高知大学地域協働学部規則（案）

平成 年 月 日
規則第 号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 高知大学地域協働学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（基本理念）

第2条 本学部は「キャンパスは地域、テキストは人」という考えの下、「地域力を学生の学びと成長に活かし、学生力を地域の再生と発展に活かす教育研究の推進」を基本理念とし、「地域協働型産業人材」を組織的・体系的に育成する。

（目的）

第3条 本学部は、高知県を中心的な教育研究のフィールドとして、地域との「協働」というアプローチによって、地域と真摯に向き合い、地域とともに課題解決を実践する中で、次に掲げる教育、研究、地域貢献を実現するとともに、高知県における課題解決のみならず、我が国社会全体の発展にも寄与することを目的とする。

（1）教育

「地域協働」による学生教育を展開し、地域社会が抱える最重要課題の一つである産業振興を担う「地域協働型産業人材」の育成を通じて地域社会の発展に貢献する。特に、第一次産業、第二次産業、第三次産業の協働により地域資源を活かした6次産業化を推進してニュービジネスを創造できる「6次産業化人」、「産業、行政、生活・文化の各分野における地域協働リーダー」を、高知県をフィールドとして、斬新かつ特色ある「地域協働」の教育を通じて育成する。

（2）研究

日本社会の基盤である地域の社会開発及び産業振興に関する研究を「地域協働」の視点から行う。すなわち、産学官民協働による社会実験を繰り返しながら、その結果を分析・総合して、コミュニティの再生や産業の振興に資する「地域協働」の原理や方法を明らかにし、それらを地域にフィードバックすることを通じて、地域社会の再生・発展及び日本社会全体の発展に寄与する。

（3）地域貢献

地域協働による教育研究を学部の柱とすることで、学生教育を通じた、学生力によ

る地域貢献活動を推進する。また、学士課程教育と地域の社会人教育との接合を図ることによって、地域の人材に活力を与え、地域力及び産業力を向上させる。

第2章 学 科

(学科)

第4条 本学部に、地域協働学科を置く。

第3章 授 業

(授業科目、単位数等)

第5条 授業科目は、初年次科目、教養科目、共通専門科目及び専門科目とする。

2 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(単位の上限)

第6条 1年間又は1学期間に、履修登録できる単位数の上限を定める。その取扱いについては、別に定める。

(他学部又は他大学科目の履修)

第7条 学生は、他学部又は他大学で開設される専門科目を履修することができる。ただし、その場合には本学部長及び他大学等の長の許可を要する。

(授業時間割)

第8条 授業科目の題目及び授業時間割は、毎学年（科目によっては毎学期）授業開始前に発表する。

(履修登録、履修届)

第9条 学生は、毎学期初めに履修しようとする科目を定め、履修登録をするとともに履修届を提出しなければならない。

2 設備その他の都合により、科目の履修人員を制限することがある。

第4章 科目修了

(科目修了)

第10条 授業科目の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績、出席状況等によって、担当教員が判定し、単位を与えて証明する。

2 科目試験は、学期又は学年の終わりにおいて行うほか、随時行うことがある。

3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

(出席日数)

第11条 学生は、原則として当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、単

位認定を受けることができない。

(成績評価)

第12条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

第5章 卒業

(卒業要件)

第13条 本学部を卒業するためには、4年以上在学し、高知大学地域協働学部地域協働学科履修規則に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

(在学年限、単位の通算)

第14条 前2条の在学年限及び単位には、本学他学部又は他大学の在学年数及び履修した科目の単位数を通算することがある。

(決定)

第15条 卒業者の決定は、教授会が行う。

第6章 転学部、編入学

(転学部)

第16条 本学他学部又は他大学の学生で、本学部へ転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

2 転学の時期は、学年初め1回とする。

第17条 本学部から本学他学部又は他大学へ転じようとする場合には、前条に準ずる。

(編入学)

第18条 本学部へ編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

2 編入学の時期は、学年の初め1回とする。

第7章 学位

(学位の授与)

第19条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第8章 研究生・科目等履修生

(入学)

第20条 本学部の研究生・科目等履修生として入学を願い出る者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 研究生・科目等履修生の取扱いその他については、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

高知大学地域協働学部教授会規則（案）

平成 年 月 日
規則 第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第50条第2項の規定に基づき、地域協働学部教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

（教授会の組織）

第2条 教授会は、地域協働学部（以下「学部」という。）に専任担当として配置することとされた教授、准教授、講師及び助教（「専任担当教員」という。）並びに共通教育実施機構、保健管理センター、各学内共同教育研究施設及び全国共同利用施設に専任担当として配置することとされた教授、准教授、講師及び助教のうち、学部に兼任担当として配置することとされた教授、准教授、講師及び助教（「兼任担当教員」という。）をもって組織する。

2 前項の教授会構成員に関しては、別に定める。

（議長及び教授会の開催）

第3条 教授会に議長を置き、地域協働学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がこれを代行する。

4 教授会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

5 教授会構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して教授会の開催を求めた場合は、議長は、これを開催しなければならない。

6 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

7 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員の員数に含まれない。

（構成員以外の者の出席）

第4条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（教授会の審議事項）

第5条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業その他在籍に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の顕彰及び懲戒に関する事項
 - (4) 附属施設の長及び各種委員等の選出に関する事項
 - (5) その他学部の教育に関する重要事項
- 2 教授会は、次の各号に掲げる事項について、別に定める高知大学地域協働学部運営会議（以下「運営会議」という。）に附議するための原案を審議する。
- (1) 学部の教育活動の基本理念及び将来計画に関する事項
 - (2) 教育活動等に関する自己点検・自己評価に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
 - (5) 学部、学科の教育組織に関する基本的事項
 - (6) 学部長候補者の選出に関する事項
 - (7) 教員の人事に関する事項
 - (8) その他学部の組織及び教育に関する重要事項
- 3 教授会は、国立大学法人高知大学教育研究評議会規則第3条に定める事項について、教育研究評議会の求めに応じて、文書を含む意見を述べなければならない。
- 4 教授会は、国立大学法人高知大学教育研究評議会規則第3条に定める事項のうち、教育に関する事項について自主的に審議、検討し、文書を含む意見を教育研究評議会に提出することができる。
- （議題の提出）
- 第6条 教授会構成員は、事前又は当日に複数人の賛同を得て議題を提出することができる。
- （議題の通知）
- 第7条 議長は、教授会の議題をあらかじめ通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、議題を当日に追加することができる。
- （委員会等への委任）
- 第8条 教授会は、教授会の所轄する事項を、教授会の議に基づいて設置した委員会に委任することができる。ただし、事後、教授会において、その報告及び承認を受けるものとする。
- 2 設置する委員会の規則等は、別に定める。
- （議事の決定）

第9条 教授会の議決が必要な場合には、出席者の過半数の賛成を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

(議事録)

第10条 教授会は、議事要録(配付資料を含む。)を作成し、保管するものとする。

- 2 学部長は、議事要録の確認を行う。
- 3 教授会構成員は、議事要録を閲覧することができる。

(庶務)

第11条 教授会の庶務は、国立大学法人高知大学事務組織規則に定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高知大学地域協働学部運営会議規則（案）

平成 年 月 日
規則第 号

（趣旨）

第1条 高知大学地域協働学部（以下「地域協働学部」という。）に、地域協働学部の理念及び目的を達成するため、学部運営方針の決定等を行う組織として、高知大学地域協働学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 運営会議は、地域協働学部に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部の教育活動の基本理念及び将来計画に関する事項
- (2) 教育活動等に関する自己点検・自己評価に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (5) 学部、学科の教育組織に関する基本的事項
- (6) 学部長候補者の選出に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) その他学部の組織及び教育研究に関する重要事項

（組織）

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 教務委員長
- (4) 連携自治体代表 2人
- (5) 実習受入機関代表 2人
- (6) 地域協働教育推進会議 3人
- (7) その他議長が必要と認める者

2 第1項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第4条 運営会議に議長を置き、地域協働学部長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、その議長となる。

3 議長に支障があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出をもって出席と認める。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第6条 運営会議に、特定の事項を調査、検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、議長が指名し、諮問された特定事項の調査、検討の報告をもって専門委員の任務を終了する。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、国立大学法人高知大学事務組織規則に定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。